

面会に係る規定

1. 目的

本規定は、入院中の患者の療養生活の質の向上及び尊厳の保持、並びに円滑な退院支援を図るため、患者と家族等の面会に関する基本的な考え方及び運用方法を定めるものである。

2. 基本方針

- 1) 感染対策等の正当な理由がない限り、面会を妨げない。
- 2) 面会は患者の心身の安定、治療意欲の向上、退院支援に重要であることを踏まえ、必要以上に厳格な制限を行わない。
- 3) 面会制限が必要な場合は、目的・期間・対象を明確にし、合理的な範囲に限定する。

3. 面会時間

月曜日～金曜日 14:00～17:00、土曜日 10:00～12:00。日、祝は不可。

4. 面会場所

大部屋の場合は基本的にデイルームでの面会。診療、看護ケアその他の事情により、病棟スタッフの判断で病室内で面会を行う場合はカーテンを閉めた状態で面会を行う。

5. 面会者

ご家族ならびに近親者、キーパーソンとする。12歳以下の場合は子ども自身が無症状でも様々なウイルスや細菌を持っていることが多く、抵抗力の弱い患者様を守る為、不可とする。

6. 面会手順

- ・1～2名ずつ、15分間の面会とする。
- ・ナースステーション窓口にて面会名簿の記入を依頼する。
- ・面会者に『面会許可証』を渡し首からさげて面会を行って貰う。使用後は返却する。
- ・常時マスク着用、入室時の手指消毒を行ってもらう。
- ・面会后、1週間以内に新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症への罹患が判明した場合は、電話にて知らせるよう説明し、適宜必要な対応を行う。

7. 面会中の禁止事項

面会中は次の行為を禁止する。

- ・病棟内での飲食
- ・大声での会話や他患者の迷惑となる行為
- ・無断での病室移動や他患者の病室への立ち入り
- ・他の患者等への無断の写真撮影、音声録音およびSNS等への投稿
- ・医療機器への接触や操作
- ・病院職員の指示に従わない行為

## 8. 面会制限を行う場合

### 1) 入館制限に該当する場合。

#### 【入館制限】

- ①発熱（37.5度）咳、息苦しさ、味覚・嗅覚異常などの感冒症状がある方
- ②2週間以内に新型コロナウイルス感染者との接触があった方
- ③2週間以内に適切な感染対策がとられていないイベントや会食への参加があった方
- ④手指消毒、正しいマスク着用への協力が得られない方
- ⑤コロナ罹患後の方で、発症後5日間且つ解熱及び症状消失(咳嗽、咽頭痛、倦怠感など)から24時間経過していない方

### 2) 感染症の流行や院内感染発生時

### 3) 患者の病状が不安定な場合

### 4) 医療安全上の理由がある場合

### 5) その他、病院長が必要と認めた場合制限を行う際は「理由」「期間」「対象範囲」を明確にし、患者・家族に説明する。

## 8. 特別な配慮が必要なケース以下の場合、可能な限り面会を認める方向で調整する。

- ・病状説明      ・重症患者
- ・終末期          ・主治医または病院が必要と判断した場合
- ・12歳以下の者

## 9. 代替手段

感染状況や患者の状態等により対面面会が困難な場合は、オンライン面会または電話連絡等の代替手段を提案し、希望があれば支援する。

## 10. 規定の見直し

- ・本規定は、感染状況、社会情勢、院内の運用状況等を踏まえ、少なくとも年1回以上、定期的に見直しを行う。
- ・見直し内容は感染対策委員会等で審議し、記録を残す。

2026年5月 作成